解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年八月三十日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

三重県いなべ市北勢町阿下喜二六三三番地

清算法人阿下喜北部土地改良区

代表清算人　伊藤　新吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年八月十九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

三重県四日市市水沢町二四六二―二

清算法人水沢土地改良区

代表清算人　辻　一男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年四月四日開催の定期総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

佐賀県唐津市浜玉町一六三五番地一

財団法人浜崎浜会館

代表清算人　栗原　孝熙

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年八月十二日大阪府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

大阪府貝塚市東山三丁目一番一

貝塚市東山丘陵土地区画整理組合

清算人代表　山本幸一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十二年七月十四日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田三番地

勝浦町土地開発公社

清算人　中田丑五郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

香川県仲多度郡琴平町榎井一〇六番地五号

特定非営利活動法人こんぴら賢人記念館

清算人　竹内　良雄

解散公告（第三回）

当基金は平成二十二年八月三十一日に解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

東京都港区赤坂九丁目七番一号

キャビン厚生年金基金

清算人　関口　正司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年八月三十一日岐阜県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

岐阜県瑞穂市宮田三〇〇番地二

犀川堤外地土地区画整理組合

代表清算人　堀　孝正

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年九月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年九月二十七日

広島県広島市安佐南区大塚西六丁目二番一号

新ダイワ農林機械販売協同組合

代表清算人　播戸　忠玄

配当公告

岐阜市玉姓町二丁目一六番地

破産者　株式会社マルセイユ

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第四二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三九、四二九、六四六円

一、配当することのできる金額

金四二、九九五、〇七〇円

平成二十二年九月二十七日

岐阜市天神町一番地の二

破産管財人　廣瀬　英雄

配当公告

愛知県一宮市多加木五丁目二九番一六号

破産者　日吉建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十一年（フ）第一三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三三一、〇五三、五四〇円

一、配当することのできる金額

金五七、七一二、九〇五円

平成二十二年九月二十七日

名古屋市東区東外堀町一七番地吉田ビル二階

破産管財人　桐井　弘司

配当公告

愛知県豊橋市浜道町字百々池二四番地二

破産者　株式会社グローバル

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第一一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四八七、一九三、八九六円

一、配当することのできる金額

（内優先債権　金六、七四〇、六九四円）

金一一、二五四、四六五円

（内優先債権　金六、七四〇、六九四円）

平成二十二年九月二十七日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四

破産管財人　河邊　伸泰

配当公告

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反一〇七番地名古屋市中央卸売市場北部市場

破産者　都青果株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一三四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六六、一〇〇、二九一円

（内優先債権額　金九五四、一二一円）

一、配当することのできる金額

金二八、九二七、一五六円

（内優先債権額　金九五四、一二一円）

平成二十二年九月二十七日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番一九号市川ビル三階森美穂法律事務所

破産管財人　森　美穂

配当公告

香川県高松市太田上町一二一番地五

破産者　香西　道雄

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年（フ）第五六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六九三、四七二、一七二円

一、配当することのできる金額

金三四、八六九、二二八円

平成二十二年九月二十七日

高松市番町一―一〇―一　日下ビル三階

破産管財人　白井　一郎